

改正案

現行

<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 六十二(略)</p> <p>六十三 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であつて、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないものとする。</p> <p>六十三の二 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。</p> <p>六十三の三 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。</p> <p>六十三の四 「スプリアス領域」とは、帯域外領域の外側のスプリアス発射が支配的な周波数帯をいう。</p> <p>六十三の五 「帯域外領域」とは、必要周波数帯の外側の帯域外発射が支配的な周波数帯をいう。</p> <p>六十四 九十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定せられるもののほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 六十二(略)</p> <p>六十三 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における一又は二以上の周波数の電波の発射であつて、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものを含まないものとする。</p> <p>六十四 九十二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(免許を要しない無線局)</p> <p>第六条 法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。</p> <p>一 三 (略)</p>
--	---

2・3 (略)

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）

(1) (3) (略)

(4) 四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数

(5) (13) (略)

三 主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F一D、F二D若しくはG一D電波四二六・二五MHz以上四二六・八三七五MHz以下の周波数のうち、四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzに一二・五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。）又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。）を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの（以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。）

四 八 (略)

(特定無線局の対象とする無線局)

2・3 (略)

4 法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる周波数の電波を使用するものであつて、総務大臣が別に告示する用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）

(1) (3) (略)

(4) (12) (略)

三 電気通信回線設備に接続して、主として火災、盗難その他非常の通報又はこれに付随する制御を行うものであつて、F一D、F二D若しくはG一D電波四二六・二五MHz以上四二六・八三七五MHz以下の周波数のうち、四二六・二五MHz及び四二六・二五MHzに一二・五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHz以下の場合に限る。）又は四二六・二六二五MHz及び四二六・二六二五MHzに二五kHzの整数倍を加えたもの（占有周波数帯幅が八・五kHzを超え一六kHz以下の場合に限る。）を使用し、かつ、空中線電力が〇・〇一ワット以下であるもの（以下「小電力セキュリティシステムの無線局」という。）

四 八 (略)

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 法第二十七条の二の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三〇五 (略)

六 設備規則第三条第五号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

八 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式(設備規則第五十四条第三項に規定する通信方式をいう。以下同じ。)の無線局のうち陸上移動局

九 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち携帯局

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三〇五 (略)

第十五条の二 法第二十七条の二の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一・二 (略)

四〇五の二 (略)

三 電気通信業務を行うことを目的とする携帯局

六 設備規則第七条第十項第一号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

七 設備規則第七条第十項第二号に規定する無線局のうち陸上移動局

八 設備規則第七条第十項第二号に規定する無線局のうち携帯局

九 設備規則第七条第十項第一号に規定するMCA陸上移動通信を行う陸上移動局

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 電気通信業務を行うことを目的とする携帯局

設備規則第四十五条の十八に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの

四〇五の二 (略)

六 設備規則第三条第五号に規定するM C A陸上移動通信を行う陸上移動局

設備規則第四十九条の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

七 設備規則第三条第六号に規定するデジタルM C A陸上移動通信を行う陸上移動局

(1)・(2) (略)

八 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち陸上移動局

(1)・(4) (略)

九 実数零点単側波帯変調方式及び狭帯域デジタル通信方式の無線局のうち携帯局

前号(1)から(4)までに掲げる技術基準のうちいずれかのも
の

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第四項の規定により、同条第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のインマル

六 設備規則第七条第十項第一号に規定するデジタルM C A陸上移動通信を行う陸上移動局

(1)・(2) (略)

七 設備規則第七条第十項第二号に規定する無線局のうち陸上移動局

(1)・(4) (略)

八 設備規則第七条第十項第二号に規定する無線局のうち携帯局

前号(1)から(4)までに掲げる技術基準のうちいずれかのも
の

九 設備規則第七条第十項第一号に規定するM C A陸上移

動通信を行う陸上移動局

設備規則第四十九条の七に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

(義務船舶局等の無線設備の条件等)

第二十八条の二 法第三十四条本文の総務省令で定める船舶地球局は、前条第三項の規定により、第二十八条第一項第三号の(1)の(二)及び(4)の(四)の機器を備えることを要しないこととした場合における当該インマルサット船舶地球局及び第二十八条の五第三項の規定により、インマルサット船舶地球局のイ

ンマルサットA型、インマルサットC型又はインマルサットB型の無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局とする。

2 (略)

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる無線局以外の無線局

(1) 第一号(1)に掲げる事項

(2) 一日の延べ通信時間又は通信回数(法第七十四条第一項に規定する通信を行った場合並びに固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、無線標定業務の無線局、無線標識局、地球局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を通信の相手方とするものを除く。)、人工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)、標準周波数局及び特別業務の局(A三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局に限

ンマルサットA型、インマルサットC型又はインマルサットB型の無線設備を同条第一項の予備設備とした場合における当該インマルサット船舶地球局とする。

2 (略)

(無線業務日誌)

第四十条 法第六十条に規定する無線業務日誌には、毎日次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長において特に必要がないと認めた場合は、記載事項の一部を省略することができる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる無線局以外の無線局

(1) 第一号(1)に掲げる事項

(2) 一日の延べ通信時間又は通信回数(法第七十四条第一項に規定する通信を行った場合並びに固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、無線呼出局、無線標定業務の無線局、無線標識局、地球局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を通信の相手方とするものを除く。)、人工衛星局(放送衛星局、放送試験衛星局又は放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を除く。)、標準周波数局及び特別業務の局(A三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数を使用する空中線電力一〇ワット以下のものに限る。)がそ

る。()がその他の通信を行つた場合を除く。)

(3) (6) (略)

2 (3) (6) (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 (3) (6) (略)

二十一 特別業務の局 (設備規則第十四条第一項に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

第四十三条の二 (略)

2 標準周波数局又は特別業務の局 (設備規則第十四条第一項に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びA三E電波一、六二〇kHz又は一、六二九kHzの周波数の電波を使用する空中線電力一〇ワット以下の無線局を除く。)の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならぬ。

3 (略)

別表第一号・別表第一号の二 (略)

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項 (第10条関係)

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合

他の通信を行つた場合を除く。)

(3) (6) (略)

2 (3) (6) (略)

(定期検査を行わない無線局)

第四十一条の二 法第七十三条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

一 (3) (6) (略)

二十一 特別業務の局 (設備規則第七条第十四項に規定する道路交通情報通信を行う無線局及びアマチュア局に対する広報を送信する無線局に限る。)

第四十三条の二 (略)

2 標準周波数局又は特別業務の局の免許人は、当該無線局の運用開始の日までに、運用規則第四百十条各号に掲げる事項を総合通信局長に届け出なければならない。

3 (略)

別表第一号・別表第一号の二 (略)

別表第一号の三 許可を要しない工事設計の軽微な事項 (第10条関係)

第1 設備又は装置の工事設計の全部について変更する場合

(設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。)

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1～14 (略)	(略)
15 周波数測定装置、警報装置、監視装置、制御装置 (設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信を行うものを除く。)、有無線連絡装置、注意信号発生装置、注意信号選択装置、擬似空中線、空中線柱、給電線柱及び連絡線の工事設計	(略)
16～21 (略)	(略)

第2 (略)
別表第二号 (略)
別表第二号の二 免許人の氏名又は名称及び住所を公表しない
無線局 (第11条第1項第2号関係)

(設備又は装置の全部について変更の工事をする場合を含む。)

工事設計のうち軽微なものとするもの	適用の条件
1～14 (略)	(略)
15 周波数測定装置、警報装置、監視装置、制御装置 (設備規則第7条第11項第1号に規定するMCA陸上移動通信を行うものを除く。)、有無線連絡装置、注意信号発生装置、注意信号選択装置、擬似空中線、空中線柱、給電線柱及び連絡線の工事設計	(略)
16～21 (略)	(略)

第2 (略)
別表第二号 (略)
別表第二号の二 免許人の氏名又は名称及び住所を公表しない
無線局 (第11条第1項第2号関係)

1 設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信又は同条第6号に規定するデジタルMCA陸上移動通信を行う無線局（陸上移動中継局を除く。）
2～9 （略）

1 設備規則第7条第10項第1号に規定するデジタルMCA陸上移動通信又は同条第11項第1号に規定するMCA陸上移動通信を行う無線局（陸上移動中継局を除く。）
2～9 （略）